

【個人情報の管理についての規定】 J G I F A

特定非営利活動法人日本・グアム・南太平洋地域国際交友協会賛助会員（以下会員と言います）から提供頂いた個人情報に関して特定非営利活動法人日本・グアム・南太平洋地域国際交友協会（以下協会と言います）は下記に定める範囲の中で管理活用します。なお、この規定に対する承諾は、入会申込書の所定欄に当規定の同意のマークを付すことによって成立するものとします。

第1条（個人情報の申告と使用目的）

協会は、会員から提供された個人情報を協会の定める方法で登録管理し、次に掲げる目的のためにその全部又は一部を使用します。

1. 会員限定の事項で会員として活動する場合の本人確認
2. 会員あてに会報を送付するための住所ラベル作成
3. 会員がインターネット・eメール・電話やファックスなどの通信媒体を用いて協会に対して質疑応答を行なう時の本人確認
4. 協会がその運営のために行なう会員あて案内の対象者搾りこみと住所ラベル作成
5. 年会費徴収に関わる業務遂行
6. 脱退後の本人または正当代理人による過去の会費支払状況確認の請求が生じた場合の本人確認
7. その他協会を通じたサービスの提供

第2条（第三者への個人情報の開示）

協会は次の場合を除いて原則として会員の個人情報を第三者へ開示しません。

1. 会費の徴収業務を外部機関に委託し、その結果を協会が管理する場合
2. 会報の発送業務を外部機関に委託し、その発送を協会が指示する場合
3. 会員証の発行・発送業務を外部機関に委託し、その行程を協会が管理する場合
4. 各種照会・案内業務を外部機関に委託し、その結果を協会が管理する場合
2. 第1条並びに第2条の各号に定められた使用目的外への変更を生ずる場合、協会は会員に対してその内容を会報または文書で公示します。
3. ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、前項の取り決めに関わらず第三者に対して会員の同意を得ることなく個人情報の開示を行なうことがあります。
 1. 法令により協会による開示又は提供義務が定められている時
 2. 人の生命身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある時
 5. 会員が、第三者が主催するセミナーやイベントに協会を通じて申し込まれた場合であって、当該第三者から情報の提供を求められた時
 6. 会員が協会を通じて協会又は第三者の物品やサービスの購入・請求をし、当該第三者又は運送業者から必要な情報の提供を求められた時
 7. 会員の特定が出来ない状態での情報の開示

第3条（統計データへの利用）

協会は会員の個人情報を個人が特定できない形式で統計データを作成し、当該データに関して何らの制限無く利用することが出来ることとします。

第4条（会員からの会員本人の個人情報の開示請求）

協会は照会請求者が会員本人であることが確認され、会員本人の登録内容の開示を求められた場合会員に対してその個人データを開示します。ただし、開示することによって次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しません。その場合会員にはその旨を速やかに通知します。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
3. 他の法令に違反することとなる場合

第5条（登録情報の最新化）

会員は登録情報の内容に変更が生じた場合は、速やかに協会に変更の届け出を行い常に最新の情報を保たなければなりません。なお、登録された情報が虚偽の情報であったり不完全であったりしたことによって、協会が経済的又は社会的な損害を被った場合には、損害賠償請求の対象とします。

第7条（個人情報の保持期間）

登録された個人情報の保持期間は次に定める期間とします

1. 登録内容に変更の無い場合は会員資格を維持している期間中
2. 登録内容に変更を生じた場合はその変更内容が協会に通知され更新手続きが完了するまで
3. 脱退・退会による会員資格喪失の場合は、その日の属する年度を含んだ第5年度末日まで

第8条（調停の所轄裁判所）

個人情報の管理運営についての損害賠償等の訴訟については、特定非営利活動法人日本・グアム・西太平洋地域国際交友協会本部所在地の所轄裁判所にて行なうものとします。